

VIII 地域生活支援、権利擁護、啓発・交流

1 地域生活支援

名称	内容	申込み・問合せ先等
大阪市ボランティア活動振興基金	地域における高齢者・障がい者・児童などの福祉向上や、福祉ボランティアの振興を目的として、大阪市社会福祉協議会が運営している基金です。 市内で福祉ボランティア活動を行っているグループなどを対象に、活動に必要な費用などを助成しています。	大阪市ボランティア・市民活動センター 〒543-0021 天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター 1階 電話:6765-4041 FAX:6765-5618 受付時間:月～金9:00～19:00/土 9:00～17:30 休館日:日・祝・国民の休日・年末年始
各区ボランティア・市民活動センター	福祉ボランティアの相談・登録・需給調整・活動支援・養成講座・交流・広報・福祉教育・ボランティアグループの紹介等を行います。	各区ボランティア・市民活動センター (区社会福祉協議会 57ページ参照)
大阪市ボランティア・市民活動センター	詳しくは12ページをご覧ください。	

2 権利擁護

名称	内容	申込み・問合せ先等											
あんしんさぽーと事業 (日常生活自立支援事業)	<p>認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方が地域で安心して生活することができるよう、お住まいの区の社会福祉協議会(区在宅サービスセンター)において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス等の利用援助 福祉サービスを安心して利用できるように、情報の提供や相談、利用手続きの支援や契約の立会い、福祉サービス苦情解決制度の利用手続きの支援を行っています。 金銭管理サービス 定期的に家庭を訪問して、日常生活を維持するための預貯金のお出し入れや、家賃、公共料金、福祉サービス利用料、医療費などの支払い手続きを代行します。 預かりサービス 預貯金通帳や、有価証券、証書、キャッシュカードなどを区社会福祉協議会が契約する金融機関の貸金庫に保管します。 ※宝石、貴金属、書画、骨董品などは預かれません。 <p>○対象者 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方で、次のいずれにもあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市内に在住の方 ・サービスを利用する意志がある方 <p>○サービス利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>訪問による 金銭管理サービス</th> <th>預かりサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税課税者</td> <td>1回 900円</td> <td rowspan="2">年間 3,000円 (月 250円)</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税者</td> <td>1回 600円</td> </tr> <tr> <td>生活保護受給者</td> <td>無 料</td> <td>無 料</td> </tr> </tbody> </table>		訪問による 金銭管理サービス	預かりサービス	市民税課税者	1回 900円	年間 3,000円 (月 250円)	市民税非課税者	1回 600円	生活保護受給者	無 料	無 料	<p>各区社会福祉協議会 (区在宅サービスセンター) (57ページ参照)</p> <p>受付時間:月～土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日、年末年始は休み)</p>
	訪問による 金銭管理サービス	預かりサービス											
市民税課税者	1回 900円	年間 3,000円 (月 250円)											
市民税非課税者	1回 600円												
生活保護受給者	無 料	無 料											

名称	内容	問合せ先
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。	①法定後見制度について ◎大阪家庭裁判所 〒540-0008 中央区大手前4-1-13 電話:6943-5872 受付時間:月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み) 申立てができる人 …本人、配偶者、4親等内の親族等 ◎身寄りがいなどで申立てができない場合の相談窓口 ・各区役所(保健福祉センター) (41～50ページ参照) ◎次の場所でも相談に応じています。 ・各地域包括支援センター (51～52ページ参照) ・大阪市成年後見支援センター 〒557-0024 西成区出城2-5-20(大阪市社会福祉研修・情報センター内) 電話:4392-8282 FAX:4392-8900 受付時間:月～土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日、年末年始は休み)
<p>成年後見制度のしくみ</p> <p>支援する人</p> <p>補助 判断能力が不十分な方が対象 → 補助人</p> <p>保佐 判断能力が著しく不十分な方が対象 → 保佐人</p> <p>後見 自分ではほとんど判断できない方が対象 → 成年後見人</p> <p>任意後見制度 判断能力が十分ある方が対象(将来の判断能力の低下に備える) → 任意後見人</p> <p>※家庭裁判所が適任者を選任します。</p> <p>あらかじめ結んでおいた任意後見契約に基づいて、本人の判断能力が十分ではなくなったときに任意後見人が支援します。</p> <p>※自分の意思で後見人となる者を決めて、公証役場で契約を結びます。</p>		<p>②任意後見制度について</p> <p>◎公証役場 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み)</p> <p>・梅田(電話:6376-2855) ・平野町(電話:6226-8091) ・本町(電話:6271-6265) ・江戸堀(電話:6443-9490) ・難波(電話:6643-9304) ・上六(電話:6763-3016)</p>

3 啓発・交流

名称	内容	問合せ先等
高齢者福祉月間	毎年9月を高齢者福祉月間として、高齢者福祉大会などを実施します。	福祉局高齢者施策部 高齢福祉課 電話:6208-8054 FAX:6202-6964